

**南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

本プロポーザルは、南相馬市令和 8 年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、南相馬市議会において当初予算案が否決された場合には、委託契約を締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために出した費用（準備行為を含む）提供した知見の対価等については、一切補償しません。

1 事業目的

南相馬市（以下「本市」という）への移住・定住につながるきっかけをつくるため、子育て世帯や若年層、Uターンを希望する出身者など、本市が積極的に迎え入れたいターゲット層に向けた体験型プログラムを実施するとともに、地方移住や起業に関心がある若い世代を呼び込むための空き店舗や空き家を活用した起業支援などを実施することにより、若年層や子育て世代の人口回復を図り、地域の再生と加速化を図ることを目的としている。

2 事業概要

（1）業務名

南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託

（2）業務内容

別紙「南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）によるものとする。ただし、契約時において受注者の提案内容により一部を変更する場合もある。

（3）履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（4）担当部局（各種資料の提出先及び問い合わせ先）

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地（北庁舎 1 階）

南相馬市 商工観光部 移住定住課

電話 0244-24-5269

FAX 0244-23-7420

E-mail ijuteiju@city.minamisoma.lg.jp

（5）委託契約限度額

32,875,700 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル方式の導入のねらい

本市が移住者として取り込みたいターゲット層や地方起業を希望している県外の若い世代に対し働きかけ、本市が移住先として選択されるよう、本市の魅力を実感できる体験プログラム、起業推進プログラム等を実施し、移住・定住の促進を図ることを目的とする。そのため、画一的な仕様書に基づく価格の比較ではなく、体験プログラム等の企画立案から運営等の実績やノウハウ、首都圏等とのネットワークを有する事業者から企画提案書を徴し、その内容を勘案して評価するプロポーザル方式を採用することで効果的な業務の実施を目指すもの。

4 スケジュール・事務手順

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

期 日	項 目	備 考
令和8年2月 6日（金）	募集要項の公告	参加申込・提案書受付開始
令和8年2月20日（金）	参加申込書提出期限	持参又は郵送
	質問書提出期限	電子メール
令和8年2月24日（火）	参加資格確認結果通知	電子メールまたは郵送
	質問に対する回答	電子メール
令和8年3月18日（水）	企画提案書提出期限	持参又は郵送
令和8年3月24日（火）	プレゼンテーション及びヒアリング審査	南相馬市役所
令和8年3月下旬	審査結果通知、公表	電子メール又は郵送
令和8年4月上旬	契約締結	

上記スケジュールは、状況により変更する可能性がある。

5 選定方式

本業務は、公募型プロポーザル方式によって受託候補者を選定する。

6 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、本提案に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であることとする。

- (1) 令和7・8年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱(平成18年南相馬市告示第4号)による指名の停止を受けていない者であること。
- (2)(1)の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加申込書の受付期限までに受理を受けたものであること。
- (3) 南相馬市内に本社又は支社若しくは営業所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。)
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。)
- (7) 南相馬市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成18年1月1日訓令第30号)に定める指名回避措置要件に該当していないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- (9) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (10) 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

7 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月20日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(郵便の場合は、当日必着)

持参の場合、受付時間は平日の午前9時~午後5時とする。

郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託プロポーザル申込書在中」と明記すること。

なお、郵送で提出した場合は事務局に連絡すること。

(3) 提出書類

提出部数は各1部とし、資料は全て本市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1640/12153/30213.html>

公募型プロポーザル方式参加申込書(様式1)

会社概要書(様式2)及びパンフレット等(パンフレット等がない場合は不要)

市町村民税過去2年分に関する納税証明書(写し可)

本店および直近の支店等における市町村民税(東京23区においては都民税)完納証明でも可

消費税に関する納税証明書(写し可)

税務署発行「その3.未納税額のない証明書(その3の2、その3の3でも可)」

各証明書は、発行官公署において定めた様式によるが、証明書発行日は提出日前3か月以内のものを提出すること。

令和7・8年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票(写し)

については、本プロポーザルへの応募のため新たに入札参加資格申請を行う事業者においては、入札担当課への申請期限である令和8年2月20日(金)までに郵送等により入札参加資格取得の手続きは終えたものの、市からの が届かず提出期限までに準備ができないなどの事態が想定されることから、 のみ提出が遅れる場合に限り、 の提出期限は令和8年2月27日(金)までとする。

その際は、提出遅延理由を明確にし、担当部局への連絡を行うこと。

また、提出期限以降に手元に が届いた際には、提出に先立ち電子メール等において速やかに提出すること。

(4) 参加資格結果通知

提出された参加申込書等を審査し、参加資格を満たしている者に対し、書面により通知する。

参加資格を満たしていない者に対しては、書面によりその旨通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年3月18日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(郵便の場合は、当日必着)

持参の場合、受付時間は平日の午前9時~午後5時とする。

郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託プロポーザル申込書在中」と明記すること。

なお、郵送で提出した場合は事務局に連絡すること。

(3) 提出部数

- ・電子データ CD-R 1部
- ・紙媒体 9部(ただし、見積書については1部のみ)

(4) 提出書類

ア. 企画提案書(任意様式)

別紙「南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託仕様書」の要件を満たす、

次の内容に基づく企画提案を行うこと。また、「11. 審査基準」により評価が可能な内容で企画提案をすること。

- ・企画コンセプト

- 業務の趣旨及び目的に対する理解

- 業務に取り組む意欲

- 企画内容の基本的な考え方（コンセプト）

- ・企画内容（具体的な内容）

- 仕事・暮らし等体験プログラムの企画運営

- 小商い起業プログラムの企画運営

- 小商い起業フォローアップの企画運営

- ・業務工程

- 業務実施における全体工程

- ・実施体制

- 実行組織・人員体制・配置人員の類似業務に関する実績

- ・同種又は類似業務等の実績

- 企画提案内容に関連する直近5年間の業務等の実績及び成果

- ・関係団体との連携協力体制

- 首都圏等に活動拠点を有している、又は首都圏等で移住促進に取り組む関係団

- 体との連携協力体制があるか

- ・その他提案事項

- その他、提案できる事項について記載する。

- ・会社概要

- 企画提案書の様式は以下のとおりとすること。

- ・日本工業規格A4用紙を横に使用し、長辺綴じとする。当該規格を超える大きさの用紙を使用する場合は折り込み等によりA4サイズ以下に収まるようにすること。

- ・企画提案書の表紙には、「南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託に係る企画提案書」及び社名を記載すること。

- ・表紙を除くページにページ番号を入れること。

イ. 同種又は類似業務等の実績一覧表（様式4）

企画提案内容に関連する直近5年間の業務等の実績及び成果を記載すること。

なお、その内容はプレゼンテーションによる審査時に説明を行うこと。

ウ. 配置人員報告書（様式5）

企画提案した内容に従事する人員について、配置する人員の人数、配置する人員個人の類似業務に関する実績を記載すること。

また、人員配置体制が分かる概略図を任意様式にて別途添付すること。

なお、これらの内容はプレゼンテーションによる審査時に説明を行うこと。

工 . 見積書

「2.(2)業務内容」に記載する業務に要する全ての額を計上した見積書（様式7）を提出すること。見積書には、消費税及び地方消費税を含む金額（100分の10を加算した金額）を記載すること。

見積金額について、工程ごとの項目を明示した、できるだけ詳細な内訳書（任意様式）を添付すること。

見積書は、封筒に封入・封緘をして1部提出すること。

(5) 留意事項

提案書は1者につき1案とする。

提出された書類は返却しない。

提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは原則として認めない。

企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込および企画提案等を無効とする。

提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

提出された書類は、審査目的に使用するほか、契約の相手方に選定された場合には契約書類の一部として使用することができます。それ以外の目的では使用しない。

提出された提案書類等は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）の対象行政情報となるため、公開される可能性がある。

見積額は本業務において、最も優秀な企画提案を行った候補者（優先交渉業者）を選定するためのものであり、本業務の契約額ではない。

業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。

9 質疑応答

(1) 様式

様式は質問書（様式3）を使用すること。

(2) 照会方法

電子メールで提出後、電話で連絡の上、電子メールの到達を確認すること。

(3) 照会期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで

これ以後の質疑は受け付けない。

(4) 回答方法

質問書受け取り後、令和8年2月24日（月）までにホームページに掲載し、回答す

る。

(5) その他

審査委員の役職・氏名に関する質問、他の参加者に関する質問については、一切応じないものとする。

10 審査方法

提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査し、最高得点を得たものを業務委託契約の締結協議の最優秀提案事業者(以下「受託候補者」という。)として選定する。

ただし、委員ごとの合計得点が100点満点中6割(60点)以上であることを条件とし、提案された事業者が1者のみの場合も同様の方法を適用し、審査委員会において決定する。プレゼンテーションによる審査は以下のとおりとする。

(1) 実施日時

令和8年3月24日(火)午前予定

(2) 場所

南相馬市役所(日時・場所等の詳細については、決定次第通知する。)

(3) 時間配分

1者につき30分以内を予定する。

(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

(4) その他

合計得点が最も高い事業者が複数ある場合は、原則として委員の表決(過半数の賛成)により候補者を決定する。なお、委員の表決が同数の場合は、委員長が候補者を決定する。

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。なお、スクリーン、プロジェクターは本市で用意するが、パソコン等は各事業者で準備すること。

事業者が1者の場合でもプレゼンテーションを実施するものとする。

プレゼンテーションは、非公開とする。

11 審査基準

提案書の内容、プレゼンテーション、ヒアリング等において、具体性、計画性、安全性、創意工夫、実現性、専任性、遂行力、経験度、熟知度、コスト性などについて、次の審査項目等により総合的に審査する。

審査項目	評価基準	点数
------	------	----

企画提案内容	<p>【仕事・暮らし等体験プログラムの企画運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット層に対し訴求力の高いプロモーションの提案であるか ・ターゲット層が市の魅力を具体的に体験することができる内容の提案か <p>【小商い起業プログラムの企画運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地方起業希望者に対し市の魅力を具体的に伝えプログラム参加者を募ることができる提案であるか ・本市での起業者数の増加を促進することができる提案であるか <p>【小商い起業フォローアップの企画運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで起業に向けたプログラムへの参加者について起業に繋げができるフォロー内容であるか <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市にとって有効な独自提案が示されており実施可能性が高い具体的な提案であるか 	60点
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット層及び地方起業希望者のニーズを理解した上で、南相馬市の魅力を的確に伝え業務遂行できる人員が配置されているか ・市内の移住等促進業務に取り組む団体等との連携協力体制があるか ・本業務と類似の業務の受注実績・業務成果があるか 	35点
業務経費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額は提案内容に対して適当であるか 	5点

合計 100点

(5) 候補者の選定

平均得点が最も高い事業者を候補者に選定する。

事務局は集計結果を審査委員会に報告し、平均得点が最も高い事業者を委員の承諾を得て候補者に決定する。

平均得点が最も高い事業者が複数ある場合は、原則として委員の表決（過半数の賛成）により候補者を決定する。なお、委員の表決が同数の場合は、委員長が候補者を決定する。

選定にあたっては、合計得点が100点満点中6割（60点）以上の者とする。

なお、提案が1事業者のみの場合においても同様の方法を適用する。

1 2 結果の公表

- (1) 審査委員会の報告に基づき、市は総合的に判断して受託候補者を決定する。
- (2) 市は、(1)の審査結果を入札契約審査委員会の審議に付し、契約相手方の特定を行う。
- (3) 契約相手方の特定結果は、提案者全員に対し、3月に結果通知を送付する。
- (4) 結果等に対し、提案者の異議申し立ては一切認めないものとする。

1 3 契約の締結について

- (1)「10.審査方法」により選定され受託候補者と業務仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。
- (2)本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、受託候補者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。
- (3)業務委託料については、委託料上限額の範囲内で、契約の交渉により確定した額を業務委託料とする。
- (4)受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合または特別な理由により契約締結が出来ない場合、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の協議を行う。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、参加者の資格を取り消すものとする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項等に示した、諸条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、本要項に違反すると認められる場合

1 5 その他特記事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提案書の作成のために本市が配布した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 受託候補者に選定された者の企画提案書については、本プロポーザルの実施に関する記録の公表等に利用することができるものとすること。

- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」(様式 6)を提出すること。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格者名簿に登載されても指名を見合わせることもあるため留意すること。
- (7) 参加申込書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。
- (8) 提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。
- (9) 令和 7・8 年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、「16. 入札参加資格申請受付に関する事項」を参考すること。

16 入札参加資格申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

「令和 7・8 年度南相馬市入札参加資格審査申請の手引(物品・役務の提供)」を 確認のうえ、申請書類を「(5)申請の担当課及び問合せ先」まで持参又は郵送すること。

「申請書」及び「申請の手引き」については、本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請受付期間

令和 8 年 2 月 6 日 (金) から令和 8 年 2 月 20 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 申請受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く)

(4) 申請に関する留意点

申請の際は、「南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託プロポーザル」に関する申請書提出である旨を明記すること。

実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。

(5) 申請の担当課及び問合せ先

〒 975 - 8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地 (本庁舎 3 階)

南相馬市 総務部 財政課契約係

電話 : 0244 - 24 - 5225

FAX : 0244 - 24 - 5214